

コメリ・プロカード会員規約（代金後払い）

会員が、株式会社コメリ（以下「コメリ」といいます）からコメリの指定にかかる商品（以下「商品」といいます）を購入するにあたって、代金後払い（掛売り）を希望される場合には、コメリがそのカード貸与事務を委託した株式会社コメリキャピタル（以下「コメリキャピタル」といいます）を当事者に加えて、この会員規約（以下「本規約」といいます）が適用されますので、予めご了承のうえご利用願います。

第1条（本規約の適用）

本規約は、営業のためにまたは営業として、会員（買主）がコメリ（売主）との間で、代金後払いの方法による商品の売買契約（以下「取引」といいます）を行う場合に適用されるものとします。
なお、取引のうち、コメリの運営するインターネット「ホームセンター市場」ご利用の取引には、本規約のほか、ホームセンター市場「ご利用約款」および「サイトの利用方法」が適用されます。

第2条（コメリキャピタルへの業務委託）

コメリは、次の業務をコメリキャピタルに委託し、コメリキャピタルが受託業務としてこれを行うこととします。

- コメリから会員に対する売掛債権の合計額の一元残高管理とこれに関するコメリへの情報提供
- 会員からコールセンターへの問合せに関する業務
- 会員に関する情報の収集、利用、提供等に関する業務
- その他コメリ・プロカードに関する業務（コメリで担当する業務は除く）

第3条（会員登録）

本規約による取引には、会員登録を必要としますので、コメリ・プロカード会員入会申込書に所要事項を記載の上、コメリを介し、または直接、コメリキャピタルへご提出願います。審査を経て、会員登録を完了された方は、会員となります。カード発行業務は、コメリよりカード貸与事務を受託したコメリキャピタルが行うものとし、会員に対し「コメリ・プロカード」を貸与するものとします。

第4条（会員登録不承認）

- 登録希望者が以下の各号の一つに該当する場合には、コメリは、会員登録をお断りすることがあります。
- 過去に本規約その他コメリまたはコメリキャピタルとの取引約款に違反したことにより、会員登録の抹消処分を受けたことがある場合
 - 記載内容に虚偽の事項が含まれている場合
 - 会員登録を承認することが不適当とコメリまたはカード貸与事務を受託したコメリキャピタルが判断した場合

第5条（変更・解約の届出）

会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、取引銀行その他コメリキャピタルに届け出ている事項について変更を生じた場合および登録解約を希望する場合には、コメリキャピタルが別に定める方法により、遅滞なくコメリまたはコメリキャピタルに届け出るものとします。

第6条（販売停止、会員登録の抹消）

コメリおよびコメリキャピタルは、会員が以下の各号の一つに該当する場合、会員に事前通知することなく、取引の停止または会員登録の抹消をすることができるとします。

- 過去に会員登録の抹消などの処分を受けていることが判明した場合
- 売買代金などの支払債務の履行遅延その他の不履行があった場合
- 会員登録の際に虚偽の申告をした場合
- 会員カードを不正使用した場合
- インターネット「ホームセンター市場」でユーザーIDおよびパスワードを不正使用した場合
- 会員として不適格と認められる客観的事実が生じた場合
- 本規約その他コメリまたはコメリキャピタルとの取引約款に違反した場合

第7条（商品の購入）

- 会員は、営業のためまたは営業として商品を購入する場合に限り、代金後払いで商品を購入することができます。
- 会員は、商品の購入を希望する場合、コメリおよびコメリキャピタルが指定する方法に従って商品の購入を申し込むものとします。
 - 前項の申込みに対して、コメリキャピタルがオリックス株式会社（以下「ORIX」といいます）に信用照会を行い、ORIXよりその注文にかかる売掛債権譲り受けを応諾する旨の通知を受けた時に、コメリおよびコメリキャピタルは会員の商品購入の申込みを承諾し、その時点でコメリと会員との間の取引が成立したものとします。
 - 前項の規定にかかわらず、取引に関して不正行為もしくは不適当な行為があった場合または不相当な利用の場合、コメリおよびコメリキャピタルは、取引を取り消し、解除し、その他適切な措置をとることができます。
 - 商品購入の申込み、商品の配送は、日本国内のコメリ指定地域に限りです。

第8条（商品の引渡し）

商品の引渡しは、次のいずれかによります。

- コメリの店舗においての現品引渡し
- 会員の指定されたお届け先への配達

第9条（商品代金の請求・支払日）

請求は、毎月1日からその月の末日までに商品の引渡しを完了した商品についての商品代金等合計額（商品購入代金、配送料およびそれらにかかる消費税額・地方消費税額の合計額。以下「商品代金」といいます）を次条により商品代金債権を譲り受けたORIXより請求書を会員に郵送する方法で行います。

2. 商品代金の支払日は、請求書が到着した月の翌末日とします。

第10条（商品代金の債権譲渡、商品代金支払）

コメリは、コメリと会員間で取引が成立すると同時に、その契約に基づく商品代金債権をORIXに債権譲渡します。

- 会員は、前項の債権譲渡を異議なく承諾し、商品代金をORIXに対し直接支払います。この場合の支払方法は、会員の指定銀行口座からの引落しとします。ただし、会員がORIX指定銀行預金口座への振込みを希望し、コメリキャピタルおよびORIXが認めた場合は、この限りではありません。

なお、この振込手数料は、会員でご負担願います。

3. 会員は、商品代金の支払を遅延したときは、支払日の翌日から完済に至るまで、当該代金に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。

第11条（最低利用額）

コメリキャピタルは、会員に対し、取引の最低利用額を通知するものとします。
なお、最低利用額は、コメリおよびコメリキャピタルが必要と認めた場合には、コメリキャピタルから会員に通知することにより、変更できるものとします。

- 会員による1回の申込みについての購入金額は、前項の最低利用額を下回らないものとします。

第12条（最高利用限度額）

コメリキャピタルは、会員に対し、取引の最高利用限度額を通知するものとします。
なお、最高利用限度額はコメリおよびコメリキャピタルが必要と認めた場合には、コメリキャピタルから会員に通知することにより、変更できるものとします。

- 会員は、コメリキャピタルが特に認めた場合を除き、取引にかかる未決済商品代金合計額（ORIXへの債権譲渡の残高合計額）が前項に定める最高利用限度額を超える利用はできないものとします。最高利用限度額を超える利用となる場合には、その超える部分の金額については、別途現金などでお支払いいただくこととなります。

第13条（商品の所有権移転）

取引した商品の所有権は、第9条第1項の債権譲渡の譲渡代金（以下「譲渡代金」といいます）がORIXよりコメリに支払われた時に移転するものとします。ただし、ORIXによるコメリへの譲渡代金の支払時期は、商品の引渡し月の翌月末となります。

第14条（商品の交換、返品）

ご注文と異なる商品、不良品をお届けした場合は、交換または返品処理をいたします。その際にかかる返送料は、コメリが負担いたします。

- なお、商品到着後8日を過ぎての交換または返品はご容赦ください。
- 取引した商品がイメージと違ったなどの会員のご都合で、交換・返品をされるときは、送料は会員のご負担になります。会員のご都合による交換、返品は、商品到着後7日以内にコメリまでご連絡願います。到着後8日を過ぎた商品および次の商品の交換または返品はご容赦ください。
 - 一度ご使用になった商品
 - 開封した化学工業製品
 - ご注文に際して、会員専用の追加加工を施した商品（例、名入れ、寸法変更等）

第15条（商品受領拒否）

会員が、商品の受領に応じない場合は、7日間を限度として商品を保管しますが、この場合、コメリは商品保管料を申し受けることができるものとします。

なお、7日間を過ぎた場合は、第14条に定める返品商品の取扱いとさせていただきます。

第16条（カード利用等について）

コメリ・プロカードのご利用に際しては、コメリカードまたはコメリビジネスカードとの併用はできないものとします。また、コメリカードおよびコメリ・ビジネスカードと同様のポイントは付与されず、対象外となります。

第17条（カードの盗難・紛失について）

会員は、カードの盗難・紛失があった場合、直ちにその旨をコメリキャピタルに届け出てください。この届けの30日前に遡り、この日以降届け出日前までに生じた不正使用等による損害額については、コメリが保障するものとします。ただし、次のいずれかによる場合、コメリは保障の責めを負わず、会員が負担するものとします。

- 会員の故意または重大な過失によって生じた場合
 - 会員が第三者にカードを譲渡もしくは貸与した場合、または不正使用が会員の家族、同居人、従業員等の関係者によるものである場合
 - 本規約に違反している場合
 - 盗難・紛失の届け出から31日以前に生じた場合
 - コメリキャピタルが要求する書類をご提示いただけない場合、被害状況の調査にご協力いただけない場合
 - その他、会員がコメリキャピタルの指示に従わない場合
- 解約、会員登録の抹消その他の原因により、会員の資格を失ったときは、カードを直ちにコメリキャピタルにご返却ください。

第18条（会員情報の収集、利用の同意）

会員は、会員情報（申込時または変更届出時に会員が記入する会員の属性等の情報をいいます）の収集、利用、提供および登録に関し、次の各号の内容に同意いたします。

- コメリキャピタルおよびORIXが会員との代金後払いによるORIXの与信業務および債権管理業務等のため会員情報を収集し利用すること。
- コメリおよびコメリキャピタルが会員に対し行う催事、新商品、新店舗開店情報、通信販売、商品の割引等のショッピングサービス、保険・金融商品、旅行企画提供等に関する各種情報サービスを提供するために必要な範囲内で会員情報を収集し利用すること。

第19条（宣伝印刷物の送付等の中止の申出）

会員は、コメリキャピタルに、宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申出をすることができます。

第20条（会員情報の開示、訂正、削除）

会員は、コメリキャピタルまたはORIXに対して、会員自身の会員情報を開示よう請求できるものとします。開示請求により、万一登録内容が不正または誤りであることが明らかとなった場合、コメリキャピタルまたはORIXは、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

会員情報の責任部署

コメリカードセンター／〒950-0911 新潟県新潟市中央区樋口1-19-24 アテナビル TEL0570-06-8181
オリックス株式会社新潟支店／〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町1214-2 TEL025-227-4555

第21条（その他）

本規約に基づく取引に関して、本規約またはコメリおよびコメリキャピタルの対応により解決できない問題が生じた場合には、コメリおよびコメリキャピタルと会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

- 本規約に基づく取引に関して、訴訟の必要が発生した場合には、コメリの本店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の専属の合意管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（規約の変更）

本規約を変更または改定した場合は、コメリキャピタルがその内容をホームページで公表または会員に通知し、その後に会員がコメリと取引をした場合は、変更事項を承認したものとします。